

高度化促進補助金（組織化）交付要綱

（通則）

第1条 高度化促進補助金（組織化）（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市中小企業振興条例（平成29年福岡市条例第46号。以下「条例」という。）、福岡市中小企業振興条例施行規則（平成29年福岡市規則第80号。以下「施行規則」という。）及びこの要綱に定めるものほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「補助金規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例、施行規則及び補助金規則において使用する例による。

（補助対象事業）

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 総会、理事会その他の組織化のために必要な会議の開催
- (2) 福岡県、法務局等に提出する書類の作成その他の組織化のために必要な事務の委託
- (3) 組織化に必要な事務に要する備品、物品等（机、椅子その他の当該補助事業者の通常の運営に用いるものを除く。）の購入

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には、補助金を交付しない。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められるもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 印刷消耗品費
- (2) 委託料
- (3) 借損料
- (4) 備品購入費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とし、公募により決定する。

- (1) 組織化組合である者
 - (2) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していない者
- 2 補助対象者が、市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していない者である確認を行うため、補助対象者は、施行規則第10条に定める申請書を提出するにあたって、市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）又は別記様式（第5条関係）を併せて提出しなければならない。

（補助対象期間）

第6条 補助の対象期間は、交付決定の日から当該年度の3月31日までとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、施行規則第10条に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の決定)

第8条 市長は、第7条ただし書きに基づき交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、施行規則第13条に基づき完了届を提出するにあたって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

2 補助対象者は、施行規則第13条に定める完了届を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式（第9条関係））により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(取得財産等の管理)

第10条 補助対象者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち補助金規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。

3 補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式（第10条関係））を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により、補助対象者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(暴力団の排除)

第11条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者又は補助事業者は、当該補助対象者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報を別記様式（11条関係）により提出しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

同意書

(宛先) 福岡市長

福岡市中小企業振興助成金（組織化）の交付要件である「市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと」の確認にあたり、税務担当課に別紙福岡市中小企業振興助成金（組織化）交付申請書が開示され、市税の課税状況及び納付状況についての照会がされることに同意します。

年 月 日

組合の所在地

組合名

代表者氏名

別記様式（第9条関係）

年　月　日

(あて先) 福岡市長

団体の所在地 〒

団体名
代表者氏名

福岡市中小企業振興助成金（組織化）
消費税等仕入控除税額報告書

年　月　日付、経支第　号により交付決定があった福岡市中小企業振興助成金（組織化）について、次のとおり報告する。

記

1 補助金の額の確定額

金　円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

金　円

※2の金額が0円の場合、以下のいずれかの該当する□にレ印でチェックすること。

- 免税事業者の場合
- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合
- 消費税が課税されない任意団体等の場合

3 添付書類

2の金額の積算の内訳書 等

※留意事項

- (1) 会計士等に確認のうえ回答してください。

(2) 次のような消費税法の課税事業者は、複数の確定申告が必要になります。

- ① 事業を翌年度に繰越した場合
- ② 事業者の課税期間が4月～3月ではない場合

添付資料

(1) 2の金額が0円の場合

- ① 免税事業者の場合
 - ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署の受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・免税事業者届出書（法人税確定申告をしていない場合）
- ② 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合
 - ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受印等のあるもの）
- ③ 消費税が課税されない任意団体の場合

※原則添付資料不要ですが、必要に応じ資料の提出を求めることができます。

(2) 2の金額が0円以外の場合

- ・報告の内容が記載された概要（「別紙」参照）
- ・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- ・消費税及び地方消費税及び確定申告書の付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算書表」の写し
- ・その他参考となる資料（特定収入額、補助金のうち課税仕入れ等に係る消費税額がわかる資料）

(別紙)

- 1 施設名
- 2 補助事業者名
- 3 施設の所在地
- 4 補助金等の名称
- 5 補助金交付年度及び補助金確定額
- 6 補助金返還額の概要
 - (1) 特定収入額及び内訳
 - (2) 特定収入割合
 - (3) 課税売上割合
 - (4) 交付を受けた補助金のうち、課税仕入れ等にのみ使途が特定されている
金額
 - (5) 補助金返還額

別記様式（第10条関係）

福岡市中小企業振興助成金（組織化） 財産処分承認申請書

令和 年 月 日

福岡市長 殿

所在地	(〒)
社名及び 代表者氏名	

<連絡先>

担当者氏名	
電話番号	() -
メールアドレス	

福岡市中小企業振興助成金（組織化）により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

1. 処分財産の品名及び取得年月日

2. 処分財産の取得価格及び時価

3. 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）

4. 処分の理由

別記様式（第11条関係）

役員名簿

【組織化組合名：】

役職名	フリガナ	生年月日	
	氏名		
		明・大・昭・平	年　月　日
		明・大・昭・平	年　月　日
		明・大・昭・平	年　月　日
		明・大・昭・平	年　月　日
		明・大・昭・平	年　月　日
		明・大・昭・平	年　月　日

※該当する元号を○で囲んでください。

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に利用します。